

会 議 録

1 会議名

令和元年度第5回三和区地域協議会

2 諮問事項（公開）

（1）三和中学校屋外運動場照明設備の廃止について

3 報告事項（公開）

（1）公の施設の使用料改定について

（2）公の施設の再配置計画の取組について

（3）次期総合公共交通計画の策定について

4 議題（公開）

（1）その他

5 開催日時

令和元年10月30日（水）午後6時30分から午後9時34分まで

6 開催場所

三和コミュニティプラザ 2階 会議室1

7 傍聴人の数

1人

8 非公開の理由

—

9 出席した者の氏名

- ・ 委 員：飯田英利、江口一秋、金井茂康、小林則子、江口 晃、高橋鉄雄、田辺敏行、
星野幸雄、松井隆夫、松井 孝、丸山孝明、宮沢和一、森 由美、渡邊政則
（14人中14人出席）
- ・ 事務局：三和区総合事務所 山本所長、栗本次長、柳崎市民生活・福祉グループ兼教育・
文化グループ長、池田班長、飯田副主任（以下、グループ長はG長と表記）
- ・ スポーツ推進課：田中課長、白倉係長、倉石係長
- ・ 行政改革推進課：小酒井副課長、内海主任
- ・ 交通政策課：佐藤課長

10 発言の内容（要旨）

【栗本次長】

- ・ 会議の開会を宣言
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。
- ・ 同条例第 8 条第 1 項の規定により、議長は会長が務める。

【松井 孝会長】

－挨拶－

諮問事項（１）「三和中学校屋外運動場照明設備の廃止について」に入る。スポーツ推進課に説明を求める。

【田中課長】

- ・ 資料No. 1 により説明

市内のナイター設備のある施設は 26ヶ所あるが、著しく利用者の少ない施設を除き抜本的な見直しを行わず現在に至っている。

照明設備について 7割以上が、昭和 50年～60年代にかけて設置され、30年～40年経過し老朽化から今後の対応を検討する時期に来ている。

ナイター設備の在り方を検討するにあたり、代替えの施設があり、公式の大会が開催できない施設を今年度の廃止対象とした。

三和中学校の照明設備は、利用者は他の施設よりも少ない。また、老朽化も著しく、このままの状態が続くことが困難で、更新するには莫大な費用がかかる施設である。

利用者については、話し合いを進めた結果、代替えが可能であり大きな支障はないと了承をいただいている。

【松井 孝会長】

ただ今の説明に、質疑等を求める。

【松井隆夫委員】

収支バランスはどうなっているのか。収入はどの程度あるのか。

【柳崎G長】

利用者が少年スポーツ団体であるため、ほとんどが減免になっている。減免の適用のない団体はごく僅かであり、年数千円の収入である。

【松井隆夫委員】

中学生が使用することを考えると、住民の立場として残してほしいと考える。廃止するに

あたり施設の危険度合はどうなのか。

【柳崎G長】

中学生の利用はない。耐用年数について所得税法によるものだが、電線引込み線で20年、地中の電線路25年、鉄筋製の柱30年、電気設備15年となっている。電気保安設備点検では、開閉器の交換期間が10年であるのに対し18年経過しているため交換の指導を受けている。また、開閉器盤の腐食や変圧器点検の指摘を受けている。

【松井隆夫委員】

耐用年数が来ているのに、なぜ対応する措置をしてくれなかったのか。

【柳崎G長】

LED化や受電設備の更新には多額の費用がかかるため実施できなかったことは否めない。

【松井隆夫委員】

対応すべき時期にやってくれなかった結果である。他の施設についても同様である。施設を造るだけではなくその後の対処の仕方を考えてもらいたい。

【田中課長】

今後、残す施設の場合は計画的に修繕し、長寿命化を図る考えである。これまでは、その時々予算の使い方や他の政策に使われたことも事実である。今後は、今ほどの指摘を十分有用して取り組んで行く必要があると感じている。

【松井隆夫委員】

物を造れば減価償却が出るのは初めから分かっていることであり、そこが不徹底である。だから「だめになった」で使えるものもだめにしている。

【柳崎G長】

耐用年数とは経過したら使えなくなる前提ではないし、使えるものは使う考えであった。また、利用料の中に改修費用は含まれていない。

【松井隆夫委員】

利用できるものは利用していくのなら、現段階のものは使用できないのか。

【柳崎G長】

電気設備の点検では不適切と報告を受け、このままではいけないという判断である。

【松井隆夫委員】

現在、利用できるのかどうかの判断が必要である。利用できるところだけ利用し、その上

で住民を説得する努力をしていただきたい。

【山本所長】

利用団体の意見が一番大切である。現在、野球、陸上、サッカー2団体が使用している。

昨年度から事前に指導者、保護者に説明し、相談して理解をいただいている。

【松井 孝会長】

いつから協議をしているのか。

【山本所長】

事前に昨年の10月以降から協議し、了解いただいた。ナイターを利用しない活動計画もできていると聞いている。

【江口晃委員】

平成30年度の利用者が増えた要因はなにか。

【山本所長】

区外のサッカークラブが1団体増えたためである。

【松井 孝会長】

他に意見、質問はあるか。

(意見、質問なし)

それでは協議に入る。スポーツ推進課は退席願う。

(スポーツ推進課退席)

意見交換を行う。諮問に対し意見はあるか。

【松井隆夫委員】

経費の問題は別にして、危険負担があるかないか判断ができない。電球は別だが、鉄柱や地下の配線が危険な状況判断ができるまで使用してほしいと意見を要望する。

【松井 孝会長】

松井委員から、現在使える設備については使えるまで利用してもらいたいという意見が出されたが他にあるか。

【飯田委員】

利用している立場であるが10年程前から半灯使用するとブレーカーが落ちたりして、使用が困難となった。現在は常に全灯利用となっている。

【松井隆夫委員】

その時に対処してこないのがおかしい。

【柳崎G長】

照明器具、受電設備については、この先使用できるものとしては考えていない。交換しなくてはならないものと判断している。殺虫灯も腐食して取り外した状況である。使用出来るものは柱だけで、その他は使えないことは明らかである。多額の費用で更新しなければ使い続けることはできない設備であるため、廃止の提案をしている。

【松井隆夫委員】

我々としては、設備を継続してほしい意見のなかで、電気設備の更新にどの程度費用がかかるのか見積もりを算出してもらおう方法もあるのではないかと。それにより市として対応できないことは出てくると思う。それになぜ今まで対応してこなかったのか非常に問題である。このような経過も親切に対応してほしい。見積もりを出してもらえばよい。

【山本所長】

公の施設の管理、今後の存続するための見極めは、先ほど田中課長が説明したとおりで、大切なことだと考える。なお、今回の廃止の諮問については、利用団体の了解を得て、支障がないと判断いただいている。本日いただいた今後の施設の在り方に対する意見は、スポーツ推進課、三和区総合事務所でもしっかりと確認していきたいと考える。

【小林委員】

所長の話は分かるが、7か月程利用されているナイターがなくなれば三和区は真っ暗になる。どうすれば少しでもいい方法がないかという思いがある。住民の生活に及ぼす影響から考えれば全て廃止するのではなく、1基でも残せる方法がないのか考えている。仕方がないのもわかるが、みんなでもう少し良い方法を考えられないのかと思っている。

【松井隆夫委員】

私も要望である。付帯意見として「不備な施設に対し更新を要望する」ではいけないのか。

【山本所長】

諮問の内容が廃止に対する住民への影響について意見をいただきたいということである。

【柳崎G長】

今の設備で使い続けられるようにしてほしいという要望に対しては、先ほど説明したとおり、照明設備としての耐用年数は過ぎていて寿命が来ている。それを修理するにはLED化しなければならない。更新費用の見積もりをしたのかと意見をいただいたが、他市の状況を見ると1億円程かかっている。市の情勢として非常に厳しいため見積もり徴収はしていない。

使い続けることが難しいため廃止と提案させていただいている。

【高橋委員】

本質的な部分がずれてきていないか。ナイター施設であれ、他の施設であっても、利用者の状況が問題である。それに対して更新の必要性が出てくると考える。利用者に対しきめ細かく対応しているのであればよいのではないか。

【森委員】

大湊区の団体は大湊区がなくなったから三和区の施設を使用しているのか。

【柳崎G長】

大湊区にはナイター施設がないが近隣には頸城区や柿崎区にある。団体からは、代替えの施設があるので支障はないと回答をいただいている。

【森委員】

費用面を考えないのは無理なことと考える。人口が減り、設備が古くなり、投資する経費も無いとなれば、施設がなくなるのは仕方ないと考えなければいけない。全てがなくなるわけではない。近隣に立派な施設があるのであれば、そこを有効活用してもらえばよいと思う。

ナイターの電気がなくなると暗くなると言っても街路灯ではないので、暗いなら街路灯を整備する必要がある。

【小林委員】

諮問の内容は理解したうえで、住民の生活に及ぼす影響という観点から、周辺が暗くなるのも影響を与えたとお話した。

【森委員】

その問題は、別の問題で影響はないと考える。

【松井隆夫委員】

小林委員の意見は、明るさの問題ではなく、人の気持ちの問題である。

施設に不備があった時点で何も改善してこなかったことが問題である。「廃止を納得してほしい」ということだけなら審議は必要ない。利用団体と協議し、結果が出ているならこの議題はいらないと考える。

【柳崎G長】

諮問は、施設の廃止に対しての可否ではなく、住民に及ぼす影響について意見を求める観点からの話である。その観点から付帯意見も検討していただきたい。

【松井隆夫委員】

廃止を延ばしてほしいのは付帯意見にならないのか。住民の気持ちも住民に及ぼす影響ではないのか。

【松井 孝会長】

色々意見が出されているがここで整理したい。

住民に及ぼす影響があるかどうかの審議になるが、利用団体の了解は得ている説明は受けたので「支障なし」でよいと考える。その上で地域住民として小林委員から意見が出されている、「使用できる部分は利用すること」を付帯意見として加えることでよいか。

【松井隆夫委員】

来年3月末での廃止がどの程度延びるか分からないが、そうでないと審議した意味がない。

【池田班長】

住民に与える具体的な影響があり、その上で「使用できる部分は利用すること」であればこのような付帯意見も必要と考える。しかし、「影響なし」として、使用できる部分を再度検討し利用することは矛盾が生ずる。誰が、どんな不利益、悪影響があるか具体的な意見が必要と考える。

【森委員】

現在の利用者が会場を変更することで莫大な費用がかかり負担であるとか、移動時間が大幅に変わるとかであれば影響があるが、利用者が了承していれば問題はないと考える。

【松井 孝会長】

再度、整理をすると利用者に影響はあるが納得していただいている。ただし、それらに対する付帯意見が必要であるかである。利用者に配慮することを付帯意見とし答申してよいか。

(異議なし)

答申書の確認については、私と金井副会長に一任していただいでよいか。

(異議なし)

それでは、最終的な答申書は、私と副会長が確認することとする。

次に、報告事項に入る。初めに、(1)「公の施設の使用料改定について」である。

事務局に説明を求める。

【柳崎G長】

資料No.2により説明

【松井 孝会長】

ただ今の説明に、質疑等を求める。

【松井隆夫委員】

何点か質問する。三和公民館の椅子や机の利用料金は徴収しないのか。三和体育館について、占用利用とはどの部分のことを指しているのか、またギャラリーはどこなのか。三和西部スポーツハウスについて、ミーティングルームは会議ができるのか。

【柳崎G長】

まず、三和公民館の椅子等についてだが、利用料は徴収していない。次に、三和体育館についてである。占用利用については、体育館を他の人が使えないように利用することであり、共同利用は一緒に利用することである。また、ギャラリーについては、観覧席の部分である。誰でも走るために利用する場合をランニングコースとし、占用で利用する場合はギャラリーでの利用である。最後に、三和西部スポーツハウスのミーティングルームだが、会議の開催は可能である。

【松井隆夫委員】

片面利用と全面利用の料金は一緒なのか。

【柳崎G長】

片面の場合は半額になる。

【松井 孝会長】

他に意見、質問はあるか。

(意見、質問なし)

では、(1)「公の施設の使用料改定について」を終了する。次に、(2)「公の施設の再配置計画の取組について」に入る。

行政改革推進課に説明を求める。

【小酒井副課長】

資料No.3により説明

【松井 孝会長】

ただ今の説明に、質疑等を求める。

私から一つ質問したい。人口・世帯に関する基礎データ集は、外部に提供してもらえるのか。非常によい資料であるが市民が目にする機会は少ない気がする。誰でも閲覧できるような仕組みにするべきだと思う。

【内海主任】

創造行政研究所が作成していて、職員は閲覧できるようになっている。担当部署に伝える。

【高橋委員】

施設については、指定管理者や三和体育館管理委託のように、同じ区内のNPO法人が競って入札で行われているものもあり、不適切ではないかと思う。資料を出すだけではなく、施設管理を委託する場合は、よく現状を把握し時代や他地区との整合性がなかったりしている場合は是正してほしい。

【小酒井副課長】

背景についても把握していきたい。

【松井隆夫委員】

日和住宅について公費負担がプラスになっている理由は何か。

【内海主任】

市営住宅については、ほとんど公費負担額がマイナスになるが、賃料があるので年間で見て収入のほうが支出を上回った。

【松井隆夫委員】

利用料が上回っているが還元することはあるのか。

【小酒井副課長】

この住宅だけで考えればプラスであるが、市営住宅全体で見るとマイナスの施設が多い。基本的に使用料は、施設の維持管理に充てるが、余ったから還元するのではなく全体で考える。

【松井隆夫委員】

施設の中で地区の集会施設があるが、譲渡したのではないのか。

【栗本次長】

現在まだ譲渡されていない。

【小酒井副課長】

地元の方の利用がほとんどであるため譲渡の協議を行っているが、まだ、市の施設であるのでこの一覧に掲載されている。

【松井 孝会長】

他に意見、質問はあるか。

(意見、質問なし)

では、(2)「公の施設の再配置計画の取組について」についてはこれで終了する。

※行政改革推進課退席

次に、(3)「次期総合公共交通計画の策定について」に入る。

交通政策課および事務局から説明を求める。

【佐藤課長】

資料No.4により説明

【栗本次長】

資料No.5により説明

【松井 孝会長】

ただ今の説明に、質問等を求める。

【高橋委員】

現状の公共交通にかかる経費と説明のあった互助・共助の補助金をどの位で考えているのか。

【佐藤課長】

平成30年度は、3億6千万円の補助金を交付している。平成28年に再編実施計画によるバス路線の見直し計画を作ったことにより、国から特別に6千万円ほど多く補助金をもらっている。その補助が今年度で終了するため4億円を超える見込みである。利用者も年間で5万5千人ずつ減少し、収入も減る。欠損分を補助しているため、何もしなければ今後は補助金が4億5千万～5億になってしまう。そのようにならないように、利用者を増やす、あるいは再編をして市の負担を若干減らしながら住民の移動手段を確保していきたいと考える。

方向性は出ているが、具体的に何地区で互助・共助の取り組みを行い、個々に幾らになるか説明できる状態にはない。

【松井隆夫委員】

互助と共助であるが、みんなの足を中心にして、三和区の足に対する福祉関係の補助だけでなく、互助・共助を関与した包括した運行にする考えはないのか。区内にも今までも不便を感じていた地域はある。なぜかと言うと保倉地区に空白地帯があるからである。その辺はどのように検討したのか。

【佐藤課長】

合併前上越市のことか。

【松井隆夫委員】

そうである。そこを加味していかないと問題は解決しない。

【佐藤課長】

現行のバス路線で廃止する地域で考えている。運行形態は需要と体制が整うかどうか出てくると思う。

【松井隆夫委員】

市の幹線検討は、お金の問題になっている。経費は掛かるが利便性が出てくるような制度が必要である。全ての地域とはいかないがケースバイケースで半々になればよい。

【佐藤課長】

基本的には今までバス停に行かなくてはいけなかったが、ドア・ツー・ドアになるところは利便性が上がるが、予約が必要なところがデメリットである。運行上のやり繰りは必要になってくる。

【松井隆夫委員】

互助にしても共助にしても、主体性が一本化しないといけない。そうしないと利用者側が大変になる。

【佐藤課長】

三和区内は振興会としている。

【田辺委員】

みんなの足の無償輸送と有償運送を行っている。ドア・ツー・ドアで区内のバス路線の廃止区間を補うとのことだが現在の人員や車両で対応できるのではないか。そのあたり市はどのように考えているのか。車両について対象になっていないが大事な部分である。

三和区は、丸い地域である。範囲が広いがみんなの足で本当にやれるのか不安がある。

【佐藤課長】

現在、協議を行っている。決まった路線、時間で運行すると時間がかかるのでデマンド運行、予約方式を検討している。そこで時間の短縮により、一定の乗り継ぎに間に合うような運行ダイヤが可能ではないかと相談を行っている。

振興会が所有している車両で対応できる範囲でのダイヤで想定している。

【田辺委員】

そうなった場合に漏れる人が発生することを心配している。予約は高齢者に難しいと思う

が、そのあたりをどのようにカバーしていくのか。現状のままきめ細かく回ることが本当にできるのか心配である。

【栗本次長】

乗降調査を行ったが区内でのバス利用者は少なかった。合わせて現行のみんなの足利用者の状況を勘案し、運行形態の検討により1台で対応可能であるという考えのもと進めている。

【松井隆夫委員】

三和区として、住民として頑張っているという話し合いが大事である。一部の考えで行うと、開始後が変わってしまうのではないかと心配である。

【佐藤課長】

実際始める前に地域の方に周知を行い、試行運転も検討している。実際にどの位の利用があるかも精査しながら、実際の利用者にも声掛けなどいろいろなやり方がある。中郷区で乗合タクシーを開始した際、誰がどこまで利用するのか調べてダイヤを組んだ経緯もある。数年経過すれば利用者が変わるが、最初は利用したい人に届くような周知方法を取りたい。

【田辺委員】

今、中郷区の話がされたが三和区とは全く違う。

【佐藤課長】

中郷区は乗合タクシーを導入する方法である。

【田辺委員】

中郷区は縦型なのでやりやすいが、三和区は丸い。丸く運行してもらえればよいが、市のほうで許可しなかった経緯がある。それを今度はみんなの足にお任せでは他人任せに聞こえる。丸いために交通空白地がある。そこを今はみんなの足で補っている。

【栗本次長】

丸い地域であるため路線バスでは対応できないうえ、利用者も少なく補助金が増加することから、みんなの足での運送に移行していくことを検討している。

【田辺委員】

現在の案を反対している訳ではない。みんなの足もドア・ツー・ドアで予約をすれば送迎してくれる。それを言いたい。

【池田班長】

田辺委員のお話のとおり、三和区は丸い地形で路線バスだけでは空白地が多い状態であ

り、それを現在もみんなの足で補っている。今回の計画は、路線バスの廃止に伴い空白地が増えてしまうため、現行のみんなの足を拡充して運行し、路線バスに乗り継ぐ方に合わせたダイヤも検討をしている。今まで同様に区内の医療機関への利用に加え、路線バスに乗り継ぐための利用方法として検討している。

運行が可能かどうかであるが、今後は市からの補助を予定している。その中で専任の運転手を確保したうえでの運行となるが、現行の路線バス利用者数であれば対応できると判断している。詳細については、検討が必要である。

【松井隆夫委員】

私が重要としているのは、一本化できないかということである。互助・共助も振興会で対応してくれるのであればよいと思うが、みんなの足がここまで出来ているので別々ではなく、違った形で運用体系を作ってほしい。車両については足りないと思う。互助とか共助の体制が整わないとできないと思う。昔、巡回バスも行ったが失敗しているので簡単に考えないでほしい。

【高橋委員】

振興会の理事もやっているが、振興会だけでなくネットワークづくり会議という会議もあるので色々な意見を聞いて行ってほしい。

【山本所長】

ネットワークづくり会議はイベントを中心に議論している。色々な意見を聞く場を持っていく。

【松井 孝会長】

車両一台で、どこまできめ細かな対応をしてくれるのか心配である。まだ地域の人はどうのように変更になるか知らない。それはこれからであると思うが、よく研究してうまく舵取りをしてほしい。

【山本所長】

現在、関係機関と調整中である。具体的になったら町内会、地域協議会等再度説明を行う。

【松井 孝会長】

説明については、具体的なイメージを交えてわかりやすくしてほしい。

【田辺委員】

いろいろ検討をしているようだが、補助金については十分な額になるようお願いしたい。また、以前のように検討して意見を出して話が進んだ段階で、白紙に戻すことのないよう

にしてほしい。丸い地域の三和区内の皆さんをどうやって救うのかはっきりさせて実現してほしい。

【佐藤課長】

私からも皆さんにお願いしたい。9割の補助は非常に高額なものであり、他に例はない補助制度となる。どうしても何とか実現したいところである。しかし、1割は運賃で賄うことになる。「必要だ」というだけではなく、利用していただきたい。利用料金が1割を超えても補助率をすぐに変えることは考えていない。みんなで利用し、守っていただきたい。

【松井隆夫委員】

高田・浦川原線の9.4について高くなっているが大島線が入っているのではないのか。入っていないならば、どうして増えたのか。

【佐藤課長】

入っていない。この数字は、1便当たりの利用者数になっている。通常は平均乗車密度で考えることが多いが、平均乗車密度で見るとほとんどの路線が廃止の判定になってしまう。そうすると公共交通が成り立たなくなる。1便1人が最低限の人数と考えこの方式で検討している。

【松井 孝会長】

関係機関との調整を十分行っていただきたい。

他に意見、質問はあるか。

(意見、質問なし)

意見、質問がないので、(3)「次期総合公共交通計画の策定について」についてはこれで終了する。

※交通政策課退席

5議題「(1) その他」に入る。事務局から説明をお願いします。

【池田班長】

・NPO 法人さんわスポーツクラブより「三和区のスポーツを考える会」への参加について

【松井 孝会長】

星野幸雄委員と高橋鉄雄委員をお願いします。

【池田班長】

・地域活動フォーラムについて自主参加をお願いします。

【松井 孝会長】

委員から何かあるか。

(なし)

最後に次回の会議について、事務局から説明をお願いします。

【栗本次長】

次回の会議と勉強会の日程について

1 1月18日(月) 午後6時30分 勉強会

1 1月26日(火) 午後6時30分 第6回地域協議会

【松井 孝会長】

ほかにはないので、第5回地域協議会を閉じたい。副会長から閉会の挨拶をお願いします。

【金井副会長】

それでは、令和元年度第5回三和区地域協議会を閉会とする。

1 1 問合せ先

三和区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL : 025-532-2323 (内線 215)

E-mail : sanwa-ku@city.joetsu.lg.jp

1 2 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。